

# 横浜市発達障害検討委員会運営要綱

制定 平成 17 年 8 月 10 日 福障福第 440 号（局長決裁）  
最近改正 平成 24 年 4 月 1 日 健障企第 2532 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置する横浜市発達障害検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。

## （検討事項）

第 2 条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児・者の実態把握について
- (2) 支援計画の作成について
- (3) 今後の支援体制について
- (4) 発達障害の理解促進の実施について
- (5) その他必要となる事項について

## （組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者やその家族
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

## （委員の任期）

第 3 条の 2 委員の任期は、2 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## （関係者の意見聴取）

第 6 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(懇談会)

第7条 委員会は、特に必要があると認められる時には、会議に、発達障害に関する専門事項について助言を求めるため、懇談会を設置することができる。

2 懇談会の委員は、福祉・労働・教育・子ども等の各分野に就任を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、局長が行なう。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。